

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月24日

広島市長 様

提出者

住所 広島市中区基町10-52

氏名 広島県水道広域連合企業団

企業長 湯崎 英彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 050-3785-2920

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島県水道広域連合企業団 白ヶ瀬浄水場
事業場の所在地	広島市佐伯区五日市町大字上河内字上白ヶ瀬1530
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	36 水道業
②事業の規模	別紙2のとおり
③従業員数	23人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状: 前年度(5 年度) 実績量
計画: 今年度(6 年度) 計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
燃え殻																				
汚泥	6955.284	6541					6557.331	6158	397.953	383										
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	6955.284	6541	0	0	0	0	6557.331	6158	397.953	383	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙 2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

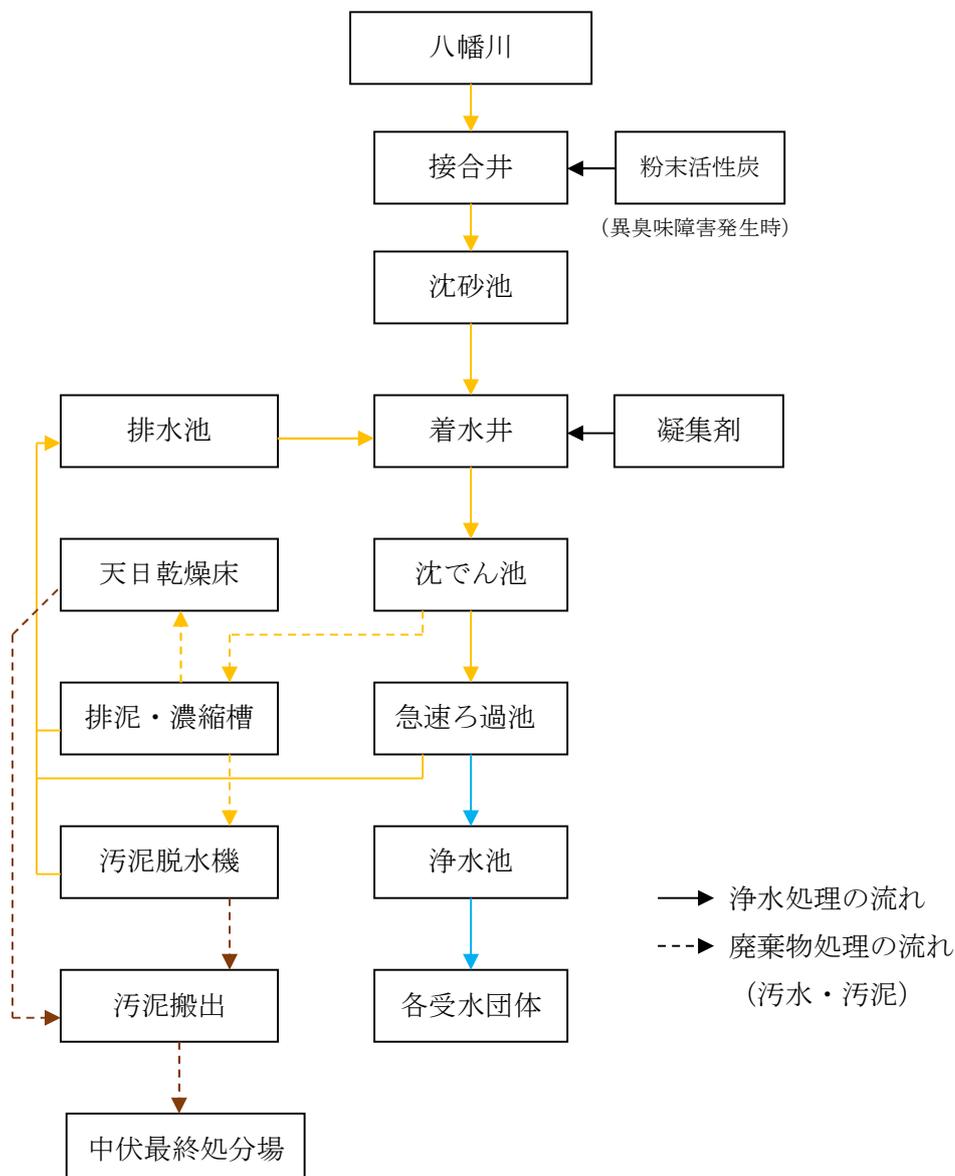
産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画

1 記載事項

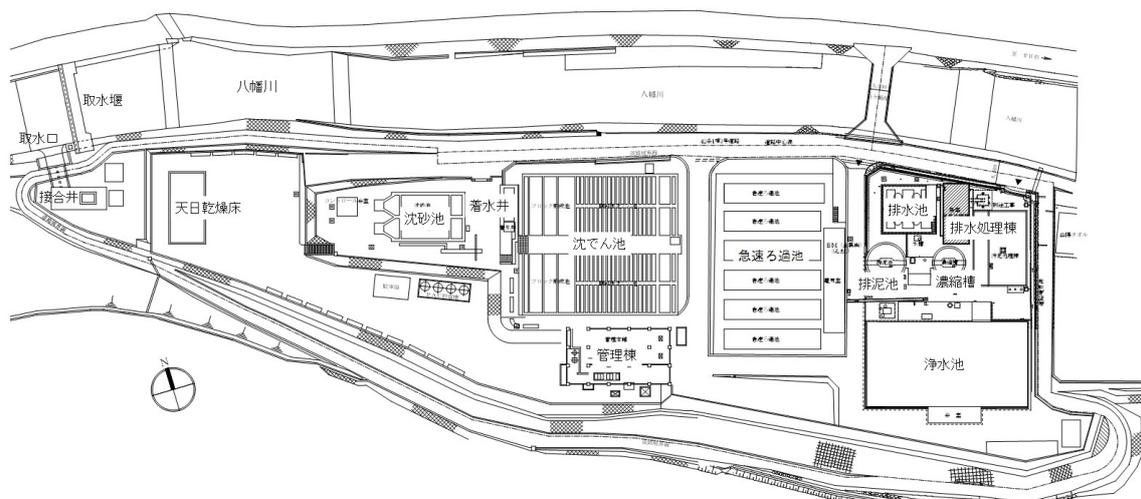
- (1) 事業場名 広島県水道広域連合企業団 白ヶ瀬浄水場
- (2) 従業員数 指定管理者 水みらい広島 白ヶ瀬浄水場 常駐職員 23 名
- (3) 年間送水量 約 935 万 m³ (令和 3 ~ 令和 5 年度平均)
- (4) 事業概要 魚切ダムを水源として八幡川の表流水を取水し浄水処理を行っている。

白ヶ瀬浄水場の計画給水量は 67,000 m³/日であり、現在は広島市(佐伯区)、廿日市市の一部に水道用水の供給を行っている。

(5) 浄水処理・廃棄物発生フロー図



(6) 浄水場配置図



(7) 連絡先

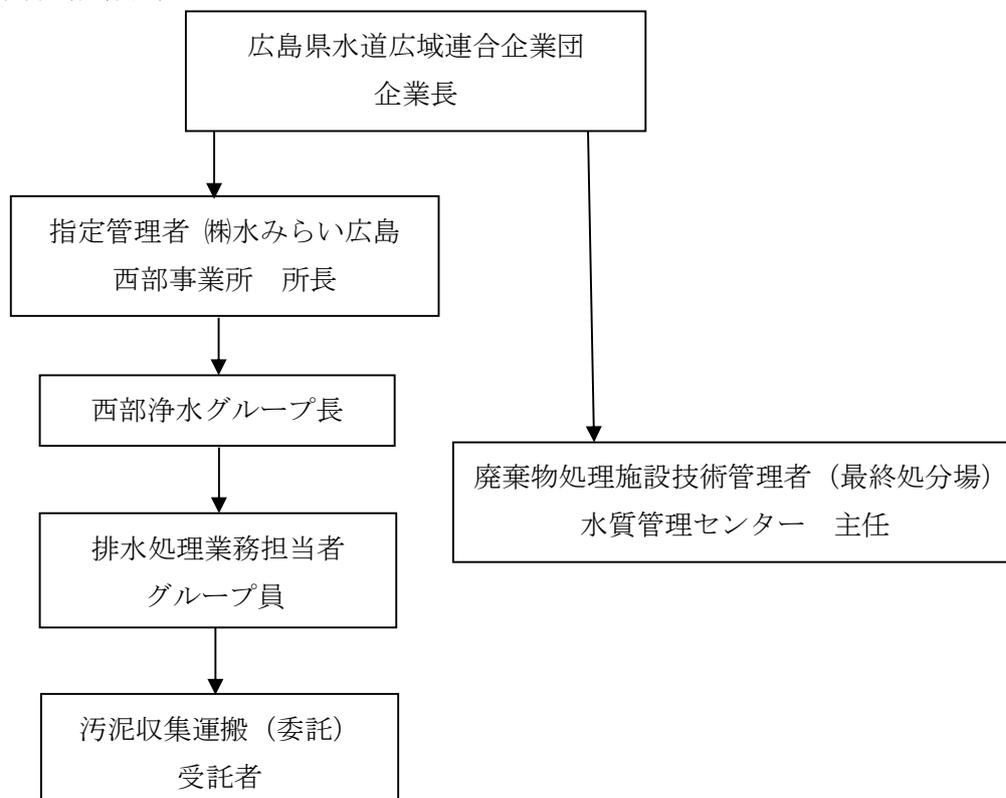
電話 0 8 2 - 9 2 8 - 6 2 7 0

FAX 0 8 2 - 9 2 8 - 0 2 9 9

2 策定事項

(1) 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

(2) 管理体制 (組織図)



(3) 排出の抑制・管理 (現状・計画)

(ア) 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関係法令、その他の規則を遵守し、行政の環境施策に協力する。

(イ)発生した産業廃棄物は自ら処理することが原則であることを認識し、業者に委託している収集運搬についても処分にいたるまでの確に管理する。

(ウ)廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。

発生抑制 凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）及び粉末活性炭の注入を適正にし、発生汚泥の低減を図る。

中間処理 脱水効率の向上を目指した中間処理を推進する。